

亀岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年10月28日

亀岡市監査委員 関 本 孝 一
亀岡市監査委員 浅 田 晴 彦

令和6年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>政策企画部 企画調整課</p> <p>亀岡市婚活支援事業補助金について、実績報告書の提出が遅れていた。</p> <p>亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱には、申請者は、事業が完了した日から起算して30日経過する日までに、実績報告書を提出しなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項につきましては、「事業が完了した日」についての認識が誤っていたことから発生しました。</p> <p>今後は「事業が完了した日＝婚活イベント終了日」として事務を進めるとともに、関係職員にその旨を周知徹底し再発防止に努めてまいります。</p>
<p>健康福祉部 地域福祉課</p> <p>生活保護費返還金の調定について、収入科目に誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘事項について、調定更正の手続きを行った。規定に則り、今後は事務処理を適正に行うことを徹底した。</p>
<p>健康福祉部 障がい福祉課</p> <p>(ア) 福祉医療に係る調剤報酬の返還手続きに誤りがあった。</p>	<p>亀岡市財務規則に則り、今後は事務処理を適正に行うことを徹底した。</p>

指摘事項	講じた措置
<p>本来令和5年度中に過払いをしたものについては、歳出戻入を行うべきであったが、事務処理の遅れにより令和6年度に処理を行っていた。</p> <p>亀岡市財務規則には、支出命令権者は、支出の調査決定をした後において、法令、契約等の規定又は調査もれその他の過誤等特別の理由により当該調査決定に係る金額を変更する必要があるときは、直ちにその理由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について、支出の調査決定をしなければならないと定めている。</p> <p>また、支出の調査決定に係る金額を減少させるための調査決定の変更をする場合において、当該変更前の調査決定に基づき既に支払がなされている場合においては、直ちに、支出伝票（朱書）により、当該減少額に相当する額について当該支出科目に戻入の措置をとらなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金について、要綱に基づく事務手続きを行わず、補助対象事業が実施されていた。</p> <p>通常、補助金は特に定めがない場合、交付決定日以降が補助対象期間となる。</p> <p>しかし、当該補助対象事業は、年度当初に補助事業者が実施計画書を作成することが難しく、事業実施後でなければ交付申請を提出することができない。</p> <p>よって、実態に即した交付要綱に改正し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>実態に即した交付要綱の改正を行い、事務処理を適正に行うことを行った。</p>

指摘事項	講じた措置
<p>(ウ) 補助金交付事務について、実績報告書の提出の際、領収書の提出を求めていない補助金があった。</p> <p>補助対象経費の支出を証する資料として領収書の提出を求め、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>補助団体に対し領収書の提出を求め、事務処理を適正に行うこと徹底した。</p>
<p>健康福祉部 高齢福祉課</p> <p>亀岡市敬老事業補助金について、提出書類を確認したところ、修正テープを使用した書類や記載もれ、記載ミスがあった。また、補助対象経費であるか判断しがたいものが見受けられた。</p> <p>提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は、指導するなど、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>補助団体からの提出書類の不備確認及び補助対象経費確認等の事務処理を適正に行うこと徹底した。</p>
<p>こども未来部 保育課</p> <p>延長保育料について、歳入の調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘のあった歳入について速やかに調定を行いました。</p> <p>今後は遅滞なく規定に基づく適正な事務処理を行います。</p>
<p>産業観光部 商工観光課</p> <p>(ア) 市有地占用料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>会計年度単位で定めた収入金の納期限については、チェックリストを作成して4月末日を納期限とするよう適正な事務処理を徹底する。</p>

指摘事項	講じた措置
<p>(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、月次報告書で報告する事項の一部が受注者から書面で報告されていなかった。</p> <p>指定管理仕様書には、月次報告書として、視察等の対応件数及び内容が明らかになる書類を作成し、提出することと定められている。</p> <p>仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>本件を指定管理事業者へ確認したところ、「視察」ではなく「意見交換会」であり、指定管理仕様書に定められた「視察等の対応件数及び内容の報告」の対象とはならないものであった。</p> <p>今後は「視察」とその他の対応の区別をより明確にし、適正な事務処理を徹底する。</p>
<p>(ウ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、受注者が実際に運用している利用料金（冷暖房設備使用時の加算額）の承認願が提出されていなかった。</p> <p>基本協定書には、利用料金の額を変更しようとするときには、額を変更しようとする日の2月前までに、亀岡市の承認を得なければならないと定められている。</p> <p>協定書に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>基本協定書の規定に基づき、指定管理事業者から承認願を提出させて、適切な手続きを行った。今回の利用料金の変更に際しては事前に承認願を提出する必要があったことを指摘し、必要な手続きを取るよう指導した。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、情報共有を徹底する。</p>
<p>産業観光部 農林振興課</p> <p>農業振興事業収入の納入通知書について、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、納入通知書を発する日から14日以内の日と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>納期限の根拠規定（亀岡市財務規則第31条）を決裁文書に明記し、複数人による確認を行い、適正な事務処理を徹底した。</p>
<p>産業観光部 農地整備課</p> <p>奥書証明手数料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収する</p>	<p>奥書証明手数料は、前納であることを事前に申請者に対し周知する。</p> <p>また、奥書証明書の交付日を納期限とする納付書の発行をするよう見直しを行い、手数料の納付を確認したのち</p>

指摘事項	講じた措置
<p>と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>に奥書証明書を交付する事務処理に改めることとした。</p>
<p>会計管理室 財産管理課</p> <p>(ア) 物品売捌収入について、歳入の調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p>
<p>(イ) 財産区で、長年にわたり同一の業者との業務委託契約（自動更新）を続け、競争性が確保されていない団体があった。</p> <p>地方公共団体の業者選定は競争による手続きを原則としている。</p> <p>契約事務の公平性、経済性及び競争性を確保するため、複数の者から、見積徴取されたい。</p>	<p>各財産区に対し、財産区が委託する業務の業者選定については、本市の契約事務手続きに則って、公平性や競争性を確保し、適正な契約事務の執行に努めるよう通知を行った。</p>
<p>(ウ) 財産区の業務委託について、業務計画等を文書で残していない団体があった。</p> <p>適正な作業工程で行われたか客観的な判断が出来なかった。</p> <p>適正な業務を行っていることを証明するため、今後は文書で残されたい。</p>	<p>各財産区に対し、財産区が委託する業務については、業務実施内容が確認できる文書を作成し保管するよう通知を行った。</p>
<p>(エ) 財産区の業務完了後における履行確認について、作業日報、作業者の出勤記録票及び財産区管理会委員による現地確認などで検査を行い、検査調書が作成され</p>	<p>各財産区に対し、財産区が委託する業務については、適正な業務完了検査の実施及び業務成果記録書類の作成と保管について通知を行った。</p>

指摘事項	講じた措置
<p>ていた団体があった。また、記録写真として作業中の写真しか提出されていなかつたため、業務成果の証拠として作業前及び作業後の写真を保管されたい。</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>(ア) 耕作等証明手数料について、一部の歳入の調定に誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) タブレット端末契約について、農業委員会会長名で契約が締結されていた。</p> <p>亀岡市財務規則には、契約権者は市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいうと定められているが、市長の権限に属する事務の一部を亀岡市農業委員会に委任する規則では、契約権については委任されていない。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>受付簿に記載されている手数料納付日を確認し、調定が月を跨がないよう徹底した。</p> <p>市長の権限に属する事務の一部を亀岡市農業委員会に委任する規則の内容を確認し、令和7年度から市長名で契約を締結することとした。</p>